

久留米市中小企業 LP ガス料金負担軽減支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市中小企業 LP ガス料金負担軽減支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、久留米市補助金等交付規則（昭和 50 年久留米市規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、LP ガス料金高騰の影響を受けている中小企業者等に対し、価格上昇分の一部を緊急措置として助成することで経営負担の軽減を図ることを目的に、予算の範囲内において交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に該当する中小企業者等のほか市長が特に認めるものをいう。
- (2) 個人事業者 中小企業者等のうち個人であるものをいう。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす中小企業者等とする。

- (1) 久留米市内に事業所を有すること。
 - (2) 市税を滞納していないこと。
 - (3) 交付申請後においても、久留米市内で事業等を継続する意思を有すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には支援金を交付しない。
- (1) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (6) その他、本支援金の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断する者

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表に定める額とする。

2 支援金の交付は、1交付対象者につき1回に限る。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、別に定める期間までに、久留米市中小企業LPガス料金負担軽減支援金交付申請書兼請求書(第1号様式、以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に交付の申請をしなければならない。

- (1) 役員等調書及び照会承諾書(第2号様式)
- (2) 市税の滞納なし証明書の写し
- (3) 登記事項証明書の写し(法人に限る。)
- (4) 確定申告書の写し(個人事業者に限る。)
- (5) 代表者の本人確認書類の写し(個人事業者に限る。)
- (6) 申請書に記載されたLPガス使用量が確認できる資料(請求書、領収書等)
- (7) 申請者と申請書に記載された事業所の繋がりを確認できる書類の写し
- (8) 通帳などの振込口座に関する事項が確認できる書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請等があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは支援金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付を決定したときは支援金不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に対して通知する。

3 支援金の交付については、規則第15条ただし書の規定を適用する。

(返還)

第8条 交付決定を受けた者が、次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、支援金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正の申請により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 久留米市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(電子申請等)

第9条 交付対象者は、第6条の規定に基づく交付申請について、市が指定する電子申請システムにより行うことができる。

2 前項の場合において、電子申請システムの申請フォームへの入力をもって、第6条の規

定による第1号様式の提出に代えることができる。

(関係書類の保管)

第10条 交付決定を受けた者は、支援金に係る帳簿及び関係書類について、当該交付年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(実施事業の調査等)

第11条 市長は、支援金の執行の適正を期するため、LPガス使用状況のほか支援金の交付目的を達成するうえで必要な範囲において報告をさせ、又は職員をして関係場所に立入調査をさせ、LPガス使用状況、帳簿、書類その他の物件を調査することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

別表（第5条関係）

交付額

LP ガス使用量 (3ヶ月合計÷3)	交付額
100 m ³ /月～200 m ³ /月	5 万円
201 m ³ /月～400 m ³ /月	10 万円
401 m ³ /月～	15 万円

備考

- 1 対象となるLPガスは、申請者が市内事業所で使用するものに限る。
- 2 LPガス使用量については、令和4年8月検針分から令和5年7月検針分のうちの任意の連続した3ヶ月分の平均とし、平均した値に小数点以下の端数が生じる場合はこれを切り上げるものとする。
- 3 市内で複数の事業所を有する場合は、合算して算出するものとする。